

# 文化財調査報告書

第五集

前橋市教育委員会  
(社会教育課)

目 次

はじめに.....前橋市教育委員会教育長 伊藤 順

昭和四十九年度市指定文化財

重要文化財日輪寺寛永の繪馬

1

重要文化財塙神社八稜鏡

1

史跡下村善太郎の墓

1

重要無形文化財泉沢の獅子舞

2

重要無形文化財春日神社太々神楽

3

昭和四十九年度県指定文化財

4

重要無形文化財荷蓆節（盆踊唄）

5

総社神社瓢仏（二面）

5

総社本上野国神名帳

7

昭和四十九年度埋蔵文化財調査概報

8

王山古墳

9

山王廃寺

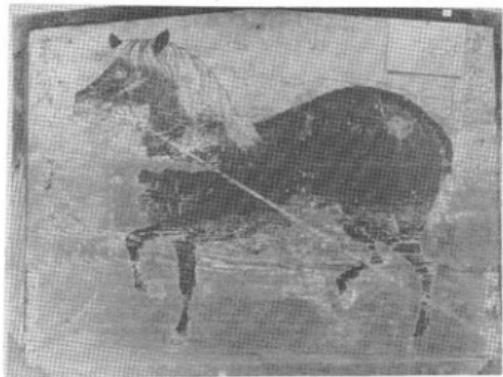
10

芳賀北部畠地遺跡

11

あとがき

18



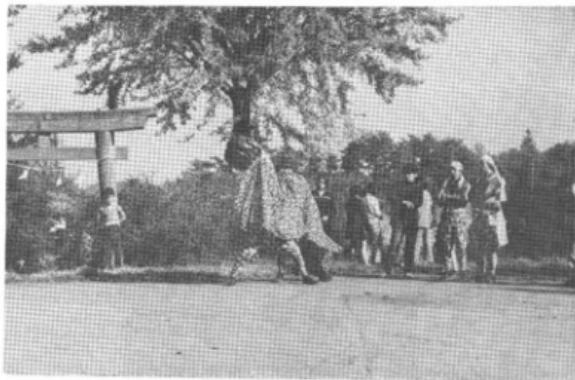
日輪寺寛永の駒馬



下村善太郎の墓



産泰神社八種鏡



泉沢の御子舞



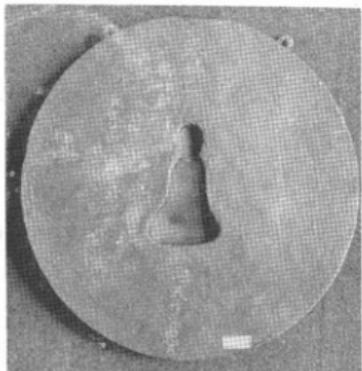
春日神社太々神樂（盆の舞）



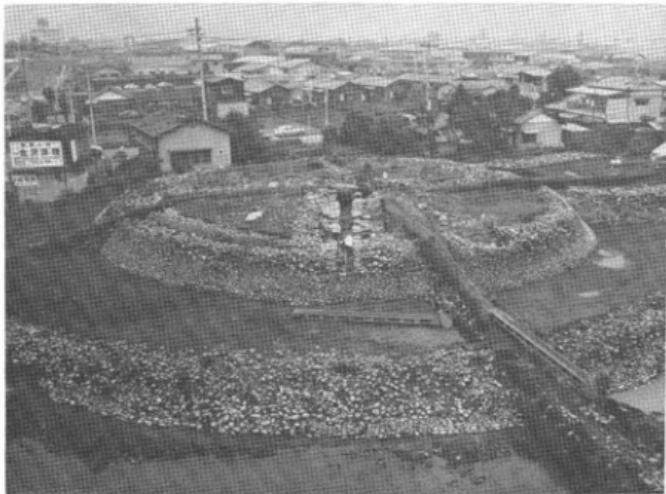
稻荷祭節（盆踊場）



鶴林寺社佛像（表面）



鶴林寺社佛像（裏面）



玉山古墳全景



山王廬寺跡遺物出土状態



芳賀北部川地道路発掘作業風景

## はじめに

前橋市で「文化財保護条例」が制定されて十二年になります。この十二年という流れの中で、本市における「開発」にともなって、地域の変遷はめまぐるしいものがあります。

このようないかにも激しい開発の波の中で、貴重な文化財をどのように守っていくかということが昨今の重要課題となつてしまりました。

本市は戦災によって多くの文化財を焼失したものの、古い歴史を持つ城下町前橋には、史跡や多くの文化財が今も散在しております。これら文化財の一つ一つが、私たち祖先の手によって築きあげられた貴重な文化遺産なのであります。私どもはこうした歴史や文化の所産を、後世に正しく残すべく努力をかたむけておりますが、幸い本市におきましては、文化財調査委員の方々の深いご熱意と、市民の皆さんのご協力によりまして、年々文化財に対する認識も深まってきておりますが、ややもするとこれら貴重な文化財が、死滅となる傾向もありがちです。しかし、本市におきましては、文化財展や芸能大会等の催しにより、それらが徐々に活用への方向性をもつてきてることは喜ばしいことであります。

最後になりましたが、日夜文化財調査にご苦労いただいております調査委員の先生方、および文化財保護育成にご協力とご理解をいただいております市民の皆様に、深く感謝を申しあげるとともに、本市文化財保護育成振興の発展を願うものであります。

昭和五十年三月

前橋市教育委員会  
教育長 伊藤順

順

◇前橋市文化財調査委員

尾崎喜左雄  
中沢右吾  
松田徳松  
丸山知良  
山田武麿

文化財防火デー（法隆寺金堂罹災の日）	1月26日
文化財保護法公布記念日	5月30日
文化財保護法施行記念日	8月29日
文化財保護強調週間	11月1日～7日

## 昭和四十九年度市指定文化財

### 重要文化財日輪寺寛永の絵馬

一、所在地 前橋市日輪寺町四一二

一、所有者 前橋市日輪寺町四一二 日輪寺

住職 相沢貞順

一、由来

今から三百余年前の寛永十七年（一六四〇）に寄進されたことが、この絵馬に記されている。由来については不詳であるが、古くから日輪寺の觀音堂に、他の多くの絵馬と一緒に掛けられていたという。

この絵馬にはいつ話があり、その昔この馬が夜毎に抜け出して附近の田畠を荒らし、農民を苦しめたので、村の衆は相談しあって、この馬に手綱をつけてつなぎ、この馬の難を免れたと伝えられる。古くこの絵馬は金網で蔽っていたが、現在は硝子入りの額面に收められている。またこの絵馬は、狩野元信の作と伝えるが、元信はこの絵馬の奉納された寛永十七年に先立つ八一年前、永祿二年（一五五九）に歿しておらず、その点から元信の作ではあるまいが、画かれている馬がいかにも過ましく勇んでおり、優れた作であるため、かように伝説化されたものであろう。

### 一、特徴

この絵馬は木製で、巾一二三、三センチ中央部の高さは九三、五七センチ、両側の高さ八七、七センチ相当人型で、その殆んど全面に亘って大きく、左向きの通しまじ勇み馬を描いている。

墨絵であるが一部に青と白の絵具を、あしらっているのが認められる。右側に「寛永十七庚辰年四月吉日」

左側に「奉寄進御室前口」と縦書きしてある。

## 重要文化財産泰神社八稜鏡

一、所在地 前橋市下大屋町五六九

一、所有者 前橋市下大屋町五六六

泰神社

代表 鮎登富雄

### 一、現状

銅製の八りょう鏡で、背面は大凡四部からなっている。一六六ミリの外周部と一二六ミリの内区、中央のひもを通す穴を囲んだ三五ミリの極内区とひもを通す所とである。

外周部の厚さは九ミリで、八りょうのそれそれに花のレリーフを内周に接して彫いてある。内区は厚さ六ミリで二羽の鳳凰が一二〇度の角度で対称し、その間に二本の花が対称になっている。

極内区は九つおりょうを持ち、その内部五ミリの所に三六箇の点があつて、何れも薄肉に割り出してある極内部の厚さは四ミリである。

### 一、由来（歴史）

この地域では、大宅朝臣大國の奉納したものと伝えられるが、大宅朝臣大國よりは下つて、平安期と推定される。この鏡（二きん二花八稜）は、文様とい技術とい優秀であり、すばらしい文化財である。

### 史跡下村善太郎の墓

一、所在地 前橋市紅葉町二一八 竜海院内

### 一、現状

竜海院墓域内東北部、下村家墓地内に在り、この墓地は東西に長く長方形で、北、東、南の三方にコ字状に墓標が列び、その東北の隅に下村善太郎夫妻の石碑が建っている。

## 一、由 来

下村善太郎は、文政十年（一八二七年）、前橋市本町下村重右衛門の子として生れた。

父業は小間物商、十七才で結婚、浪費と米相場の失敗のため、二十四才のとき八王子へ移り、努力と儉素の生活から次第に財を積み、木綿銅織物などから、生糸の売買にも手を広げる、時に日本の開国で生糸は輸出品の大宗となり、善太郎は巨財を積むことになった。

維新後熊谷県から、群馬県が分離するとき、県庁を前橋へ説教するため、善太郎は私財を投じてそれに成功した。明治二十五年前橋に市制が布かれ、そのとき善太郎は初代市長になり、市民から活躍を期待されたが、翌二十六年（一八九三年）六七才で歿した。

慶應二年の凶作の折にも、市民が米価高騰に苦しむと、彼は横浜から外米四万八千斤を入れ、それを市民に原価で分配し、更に貧窮者には無償で配布もした。又明治六年には、前橋東京間の道路改修に、四五〇両を出し（当時は鉄道なし）桃井小学校の建設に奔走して、千円を寄附し、その後も毎年の経費不足を補い、明治七年の前橋の大火に際しては、罹災者に玄米五二〇俵を提供し、市には消火ポンプ二台を寄附している。又群馬師範学校の衛生局の新築には四千円を、なお臨江閣の建築、利根川架橋、鉄道敷設など財を惜しまず寄附し、その成功をみるに至ったことは、善太郎の公共援助に対する犠牲心の深さにるように考えられる。

## 重要無形文化財泉沢の獅子舞

一、所在地 前橋市泉沢町 泉沢神社

代表 小沼清松

## 一、由 来

古く泉沢町に、疫病が流行し住民は深く悩まされた。そのため獅子

舞を使って悪魔はらいを行つたのが、この獅子舞のはじまりとされている。

## 一、現 状

毎年四月一日早朝、泉沢神社から青年によつて獅子がふり出される。

神社で神官の祝詞がすむと、神社の境内で一座舞い、神社での舞が終ると、五十数段もある、こゝ急な神社の石段を駆けおり、泉沢地区の一番下の家から各戸で獅子舞を行う。村人はその獅子の後について廻る。このように下の家から上に向つてふる獅子を昇獅子といふ。

各家庭の庭に着くと「四方がための舞」を行ふ。この舞がすむと、獅子は土足のままでの家の座敷へ駆けあがり、座敷の四方を獅子でふる。四方をふり終ると、家族の頭を獅子ががぶぶりとかむ。獅子にかかるでもうと、その年疫病にかかるないといふ。

家のなかで獅子が舞う間、村人は庭でうたを歌い、それに合わせて舞う。古くこのときのうたは、「口説節」や伊勢音頭であった。戦時中は「東京音頭」などもまたたつた過去がある。

早朝から各家庭を廻りはじめ、夕方まで獅子舞はたっぷりかかる。夕方各家を廻り終ると、神社で「愛嬌舞」を行い、これを長獅子と呼び、この愛嬌舞は村人へのサービス舞なのだ。

## 一、特 徵

この獅子舞は一匹だらの獅子舞で、獅子頭に一人つき、胴体に一人入つて舞う。上州の獅子舞は三四匹だらの獅子舞が多く、一匹だらの獅子は山間地にみられる。この獅子の胴体は長く、唐草の布でそれを覆い地元では長獅子とも呼んでいる。この獅子の伝承者は、この村に生れた長男によって、長く受け継がれてきた。この村にむち入りして来た者は、この獅子舞組に参加できない。またこの獅子頭をかぶつて舞う者は、その年微兵検査にあたつた者が行なう。

## 重要無形文化財春日神社太々神樂

今もこの神楽の笛の美しさは、中沢百五郎の影響からであろう。

一、所在地 前橋市上佐鳥町一、二二〇一一  
一、所有者 前橋市上佐鳥町七二二一一

代表 中島武夫

### 一、由来

この太々神楽が、この地で行なわれたのは、明治の中頃からである。この神楽は、勢多郡宮城村三夜沢の赤坂神社の太々神楽が、前橋市嶺町の大嶺神社に伝承され、大嶺神社から春日神社へ伝承された。

明治以前には、三夜沢の神社から神楽を頼んで行なっていたという。この赤坂神社系統の神楽は、前橋市下大屋町産泰神楽、二之宮神社太々神楽、嶺町大嶺神社神楽などである。

### 一、神楽組織

この神楽は、青年によつて受け継がれている。神楽連に入るには、この地に生れた長男で、神楽連には節匠、舞子連と分れている。古くは練習するとき、頭屋と呼ばれる区長宅で風呂に入り、舞子連の若者を、練習後毎夜入浴させた。雨が降ると屋根間屋に集つて練習した。練習は四月はじめから夜間中心に行われた。

青年衆も二十五才になると青年（神楽連）を抜け世話役となる。世話役が終ると節匠となり、このようにして生涯神楽の一員として神楽組織の協力者となるのである。

### 一、楽器

笛

結太鼓 二

大胴 一

鉦 一  
なおこの演奏者の中には、明治初年頃中沢百五郎（故）なる笛の名人があり、現在もこの神楽連の人々から、高く評価されており、笛も

### 一、座敷

1、二人天狗の舞

2、四柱の舞

3、細目の舞

4、戸懸の舞

5、餅鳴の舞

6、弓の舞

7、恵比寿の舞

8、臺の舞

9、大黒の舞

10、銀冶屋の舞

11、春日の舞

12、小屋根の命の舞

13、剣の舞

14、大工の舞

15、明神の舞

16、猿田彦の舞

17、種蒔の舞

18、山田の舞

### 一、現状

現在は、青年団二十四名程によつて伝承される。昭和十年頃をみると、六十名程の青年（地元）によつてささえられていた。戦後この神楽もすいしたいの一踏をたどつて來たが、古老と地区住民の努力と協力

により、青年団もそれを受けて立ち、昭和四十六年には、県青年祭芸能の部に出場し入選。そのときは青年に笛の演奏が出来ず、それを古老が受け持つて行った。しかし翌年四十七年県青年祭に出場し、笛も

青年が担当し、その努力は高く評価され入賞し、四十八年度には県青年祭芸能の部で最優秀賞を得るに至る。そして県代表として、東京において全国の青年たちと競い合い、すばらしい成績を得た。

### 一、特徴

この神楽は、第八座目に「蚕の舞」を持ち、養蚕業群馬の特徴ある習俗をそのまま残している神楽である。

この蚕の舞は県内の他の神楽に類がなく、貴重な神楽といえる。この蚕の舞も、地元上佐島の人々によってあみ出された貴重な舞で、この蚕の舞は蚕のはきたてから「じょうぞく」までを舞でえがき出した美しいもので、特にこの座の中の、火男による愛嬌舞は観衆を沸かせる。それにともなって行われる蚕の舞は優雅で、村人が養蚕に深く心を寄せていることが伺える。

またこの神楽でなげる投げ物は、餅などに合わせて、養蚕に必要とするザル、桑つみ籠、はきたての羽根（はき落し羽根）わりばしなどを投げる。観衆はこれを眺めてひろい合い、それを養蚕に用いるとその年、蚕があたるといわれる。

### 重要無形文化財稻荷藤節（盆踊唄）

#### 一、現状

この盆踊唄は、明治初めの頃から勢多郡、佐波郡、前橋などで広く歌われた。この稻荷藤節をあみだした、久川藤太郎に習った音頭とりは、稻荷藤節を歌い出すとき必ず「私しや増田の稻荷藤が弟子で」と歌い出すのですぐわかる。

この唄の大正の中頃八木節が流行してくると、八木節の流行に押され、すい退の一遍をたどるに至った。しかし昭和四十八年前橋市郷土芸能大会第一回に参加出場し、泉沢地区の青年や婦人会の人々によつて披露され、市民から高く評価をうけ、その後この地の青年、婦人会によつて伝承され、現在も盛んに行われている。

音頭は小沼徳三郎、笛は喜多茂雄、踊り須藤義雄他によつて、現在

十一日死亡したが、第一番弟子に荒口町の田村利忠太（故）があり、第二代を泉沢町の小沼徳三郎（現存）が継ぎ現在に至る。

#### 一、演奏楽器

##### 笛

太鼓  
一

樂器もごく少なく、古い盆踊りの流れをもつてゐる。

#### 一、歌詞（詞章）

ハーネー<sup>1</sup>  
さつて皆さん さて皆さんよ

私のようなる とんまなやつが

出なきやよいのに また出てガナル

ガナル文句をなにかときけば

さくもあわね心中ばなし

ところ四つ谷の新宿町の 紺のノレンに桔梗の紋は（次下略）

口説節で段物を長々と読みあげる。古い盆踊り唄の形式を保つてい

伝承される。

一、特徵

この曲は、ゆつたりとした曲想をもち、笛と太鼓の伴奏で音頭の歌で行われる。音頭に合わせて踊り手は、手踊りで、特に拍子を打つ手も指先を地下に向けて打ち、地下に眠っている仏龕を、その手拍子で目ざめさせ、自分たちに加護してもらうという、古い舞の様式をうけている。

この盆踊りも、古くは高やぐらの上で囃子手に行ない、やぐらを組んで踊り手は幾重にもなって踊った。

この盆踊り唄は群馬郡、勢多郡等で古く歌われた「石投げ踊り」の盆踊り唄に類似している。

昭和四十九年度県指定文化財

総社神社懸仮（二面）

一、所在地 前橋市元總社町一三七七

代表 内田門太夫

一、現状

（その一）

○銘文（裏面に縦刻）

上野州群馬郡懸社宮所

奉納立 小鷗美作守定吉

御鉢

天正十四丙 戟 三月一日 鈴

○法量

青銅製円板、耳二つあり

直径二七、九センチ。内外区に分ける面の径一七センチ。

その中央に塔を持つ弥勒菩薩像を鏤出している。蓮台を含めて像の高さは一〇、九センチ。蓮台高さ二、〇センチ。蓮台上部での巾六、七センチ。三道から頭の上部まで高さ三、三センチ。

（その二）

○銘文 表 織社大明神

裏 天正十七年丑一月九日

○法量

青銅製円板。上部に紐穴二つあり。直径九、四センチ。臥像に乗る菩薩菩薩像を毛彫にする。髪は洗髪で背まで垂れて絶文を持って

いる。銘文はその像の右方に刻まれていて。裏は紀年銘のみである。

群馬県内関係の懸仮としてあげられる主なものが十点ある。

紀年銘の古いものから見てゆくと、幸科神社の建久八年銘懸仮は源頼朝の名があるが、疑問とされるところが多い。第二は伊勢崎の赤城神社の十一面觀音像毛彫のもので、旧重要美術品として国から

指定されたことのあるもの。次いで金剛寺の弘安二年のもので、小形にして種子三箇を簡単に刻んだ難な作品である。

次は榛名神社懸仮である。その像造部分が取付けるようになっており、既にその像を欠いている。その銘に箱根櫻現とあり、榛名神社との関連は不明である。次の貞和四年の二点は、渋川金星天王あるいは、渋河開坊とあるが、既に他處に流失し、それぞれ所蔵が別である。

これらに次いで年代である総社神社懸仮は、県内に所蔵されている懸仮中、製作がすぐれしており、芸術性豊かなものである。

一点とも總社神社の神前にそなえるために製作されたものであること、天正十四年、十七年から月日まで刻まれており、その由来が明らかで、信仰遺物として変ることなく奉齊されてきたものである。

特に、(その一)の舞出仮の面相、肩の張り、衣紋、手にする宝塔、膝の張りと高さ、加えて蓮台の作りが美しく、群馬県内における室町時代のすぐれた金工の一つといふことができる。

懸仮という名称は、柱やハリに懸けるということで付けられたもので、古くは御正体(みしょうたい)といわれたものである。この

懸仮にも御性狀があるのがそれである。

建立し奉るという下に、小畠美作守定吉はあるのは、鍛物師が小嶋氏であり、自分自身で奉納者であることを示しているものと考えられる。この頃、この總社神社の信仰地区の遠くない所に住居して工房をいとなんていしたものであろうか。弥勒菩薩は未來仮としての信仰、普賢菩薩は菩薩の首座として、延命を修する本尊として信仰されてきたものであろう。両者は大小の差はあるが、總社神明の神前に奉齊した天正年間の金工遺物としてすぐれたものと考えられる。

なお、県指定重要文化財である、佐波郡境町長光寺懸仮は紀年銘なく、その像のみであるが、すぐれた作品として指定されている。

○県内の主な懸仮

小勧進清原

1 大勧進惟宗入道圓包  
源大將頬朝

建久八年 大才  
丁巳十二月二十六日午

——幸科神社(多野郡吉井町神保)

後世の偽作か。

長さ  
一尺七寸

2 二大明神御正躰一面

弘長四年 大才  
甲子二月十三日

右志者藤原是貞所願成就也

——伊勢市(下植木)赤城神社  
十一面觀音像毛彫

長さ  
一尺四寸三分

3 願主 武州兒玉  
弘安二年三月二十一日

称名寺 善同弥齊

——勢多郡宮城村 金剛寺  
弥陀、不動、大日の種子

長さ  
四寸七分

4 箱根椎現

弘安二年 辛巳八月二十二日

大權那源氏女

——標名町 標名神社  
像欠

長さ  
八寸三分

5 茨河金座天王

貞和二年  
一子年七月二十七日

施主大工□

——国立東京博物館  
舞出像

6 湖河闇坊  
長さ  
五寸六分

貞和二年十月  
日

施主 大工兼泰

——埼玉県 鎌形八幡宮

長さ 五寸

7, 8 繩社神社所藏

天正十八季二月日  
本願

相海

坊

守

越中

大旦那

上州西庄国定村

——佐波郡東村  
養寿寺

鍍出聖觀音

長さ 九寸

10 二月日 本願

天正十八季相海坊  
上州西庄 越中守

國定村 旦那  
——佐波郡東村養寿寺

鍍出手觀音

長さ 九寸

### 總社本上野國神名帳

一、所在地 前橋市元總社町二、三七七

總社神社  
一、所藏者 前橋市元總社町二、三七七

代表 内田門太夫

繩社神社所藏の巻物で、鎮守として十社、攝社として五百四十九社

を都別に列挙している。これをまとめて一つの神体として、礼拝の手

間を省いたもので、奥書に

于時永仁六年十一月二十五日

上野國郡總社鄉  
如正本書寫之

總社大明神神主赤石氏中清

維時貞和四年正月二十九日  
任永仁六年之写本再写之

總社大明神司官赤石氏中春

茲時弘治三年丁巳二月二日  
任貞和四年之写本又書写之

上野國群馬郡總社鄉

總社大明神之神主赤石氏中善

とあり初写は永仁六年（一二九八年）となっている。更に貞和四年（一三四八年）の書写を経て、弘治三年（一五五七年）の書写によつて成立している。古代から中世にかけての神社信仰史と、群馬県を知るうえで貴重な文化財である。

## 昭和四十九年度埋蔵文化財調査概報

定した。

### 王山古墳

王山古墳  
山王廟寺

芳賀北部団地遺跡

### 王山古墳

一、遺跡名

王山古墳（上毛古墳群観察社町第一号墳）

二、所在地

前橋市鷹之谷町鷹之谷一〇〇一

三、土地所有者

他旧地番による地籍七筆

### 四、現状

本古墳は、中央大樋の西側、県道鷹之谷線と利根川との間に位置する。墳形は前方部を北に向けた前方後円墳であったが、前方部はすでに削平され、畠として利用されている。また、後円部は、その墳頂部は削り取られ、果樹園として利用されていた。

### 五、発掘調査にいたるまでの経過

本古墳は、前橋都市計画部第三工事課土石倉庫地区画整理事業に伴ない、その対象となり、昭和四十四年以来懸念となっていた。そこで昭和四十七年に、東国古文化研究所長、尾崎喜左雄氏が子備調査を実施し、墳丘規模の雄大なる点、第一次の構築後、さらに第二次の構築で塗装整備している事、後円部の基壇より上の部分は石のみで構築されていく可能性があることなど、多くの問題点を指摘し、重要な古墳である事を結論づけた。その後、本調査の進捗はみられなかつたが、昭和四十九年一月一二二日、宅地開発課、工業課、社会教育課との間に話し合いがもたれ、芳賀北部団地内の埋蔵文化財発掘調査の日程を考慮し、五月中旬より一ヶ月間を要し、発掘調査を実施することに決

### 六、調査及びその結果

発掘調査は王山古墳発掘調査団（团长 東國古文化研究所所長 尾崎喜左雄）を結成し、尾崎喜左雄、松島栄治、中村富夫を調査担当者として、昭和四十九年五月十五日より七月二十七日までの約二ヶ月間を要し実施した。その結果、次のような点を明らかにすることができた。

① 本古墳は鷹之谷町の古墳群と、朝倉地区的古墳群を結ぶ重要な位置にある。

② 墳丘の全長は七二mあり、県内に現存する前方後円墳としては大きいものである。

③ 墳丘は三段に構築され、下段葺石で、全長七二m、前方部巾五m、くびれ部巾三三m、中段の後円部径三一m、くびれ部巾一六mの計測値を示し、長さの基準単位を考える上での好資料である。

④ 蓟石根石を検出している事から、墳丘の設計を考えることができる。

⑤ 周濠は推定全長二二〇m、前巾推定二二〇mの桶形である。

⑥ 地層断面、葺石、構築方法より、この前方後円墳は、円墳であるものを、後に前方後円墳に改築したものらしく、他に例をみなない。

⑦ 最初につくられた円墳は、すべて石で構築されており、所謂「積石塚」とよばれるもので、全國でも非常にめずらしいものである。

⑧ 内部主体は、兩袖型の横穴式石室であり、その計測値は、玄室巾で一・六〇m、前巾一・四〇m、長さ四・四〇m、羨道巾〇・八〇m、長さ一・二mであり、その石室全長は県内最長の一六・四〇mである。

⑨ 石室は川原石を小口積みに使用して造られ、その構築方法は堅穴式

石室に近似しており、複穴式石室にしては古い様相を呈している。

⑩ 出土遺物は墳丘の基壇面及び後円部墳頂縁辺に、円筒埴輪、器材

埴輪がダーボール箱(三〇×三〇×四五cm)に四五箱分出土している。石室内においては、すでに盗掘されており副葬品は認められない。

かつたが、門番二ヶ、鍍金された純金具破片が若干出土している。

- ⑪ 古墳が構築された時期は、石室及び埴丘の構築方法等から、六世纪前半に比定される。從つて群馬県に横穴式石室があらわれる最初のものと思われる。

## 七、調査團の意見

上記のように本古墳は種々の問題提起をしており、他の発掘報告や古代史料を検討する事により、我国古代史をとく謎を多く有している。すなわち

- ① 墓丘の規模、その構築方法からは、古代の土木技術を知ることができ、墳丘各部の計測値から、当時の度量衡の推定が可能である。

- ② 墓丘規模から作業日数を推定でき、又墳丘に使用された石材の供給地を求める事により、地方豪族の勢力を推定する事ができる。

- ③ 後円部が横穴式石室を有する積石塚であることは、大陸文化との交流を示しており、我國古代の大陵文化の受容と伝播を知る上で重要である。

- ④ 前後円墳の存在は、大和朝廷の支配過程とその範囲を知る一つの基準となっているが、本古墳のように北朝鮮系の文化的影響で構築されたと考えられる円形の積石塚を、前方後円墳に改築したこと

- は、古代の史料と比較することにより、六世纪における、大和朝廷の東国経営と、地方豪族の動向を知る貴重なものである。

以上からして、この王山古墳は、群馬県ひいては日本の古代史を考える上で欠くことのできない遺跡であり、祖先の貴重な文化遺産である。この国民の文化遺産は記録保存にとどまらず、買上等により現状保存を行うべきものと考える。

## 八、保存措置

教育委員会では、調査團の意見にそって、これが保存について努力した。幸いにして、県教委文化財保護課をはじめとする群馬県当局、地権者、該地区画整理事業組合、ならびに当市都市計画部宅地開発課をはじめとした関係各位の、ご理解ご協力によって、墳丘部を中⼼とした二五〇〇m<sup>2</sup>の地域を公園として保存することに決定した。

## 山王庵寺

### 一、遺跡名 山王庵寺

### 二、所在地 前橋市總社町宇昌榮寺廻地内

### 三、調査期間 昭和四十九年七月二十二日～九月六日

### 四、調査地及びその土地の所有者

総社町山王昌榮寺廻村北二四三六・總社町總社

一一四三五

一一三九五

一一四四〇

一一七四三

一一七七二

一一五六八

一一七六二

一一七九四

## 五、現状

この寺の存在を示す遺構及び遺物には次のようなものがある。

- ① 塔跡及び中心礎石 昭和三年 国指定史跡  
② 石獅頭一對 昭和十一年 国認定重要美術品  
③ 石獅頭尾一對 昭和二十八年 国指定重要文化財  
④ 緑釉水注、壺、皿及び銅碗 昭和二十九年 国指定重要文化財

ほかに塑像頭部と古瓦及び礎石群がある。これらの諸遺構及び遺物によって知られる山王廃寺は、本市においては勿論、全国的にも稀、にみる豪莊、華麗な古代寺院と推定され、文化財として、あるいは古代史研究の資料として、極めて貴重なものとされている。ところどころに対する本格的な学術調査は、今日まで全く行われておらず、伽藍の配置は勿論、その規模、形状等は全く不明であり、これの解明は、研究者をはじめ多くの関係者から強く望まれていた。

#### 六、調査に至るまでの経過

總社町山王地区は、古くから養蚕種の生産で知られた純農村地帯であった。しかし、最近の産業構造の変化はこの地にも影響を及ぼし、漸次変貌をとげ、近代的都市近郊農村へと変わりつつある。このような状況の中あって、耕地は旧態依然の状態にあり、これが近郊農村への大きな障害となっている。ここに地権者は土地改良法に基づいて新しく「山王土地改良区設立準備会」を設立し、当該地区的土地改良事業を昭和四十九年度、五十一年度の二ヵ年にわたって実施することになった。

ところで、この改良事業の対象地区の一部は、上記山王廃寺の所在するところであり、これが実施されると、その遺構等の破壊される恐れも生じてきた。このため、前橋市教育委員会では、文化財保護法に基づいて、寺域確認を目的とする事前調査を計画し、「山王廃寺発掘調査団」を組織させ、これによって発掘調査を実施することにした。

#### 七、調査及びその結果

本廃寺の寺域は、礎石、瓦等の遺物の散布状態、道路及び耕地の地割等からして、塔を中心とした「一町（二一八畝）四方前後と推定されている。よって、今回の調査はその目的に沿って、塔跡を中心にとって、寺域の限界立証の可能性ある地域を選んで発掘調査をした。しかし、寺域の大部分は、すでに宅地化されており、選定にあたっては極めて苦労した。その結果、不本意ながらも調査地として選定した箇所

もある。なお、調査地点の呼称は、塔の中心礎石の舍利孔を起点として、磁北を基準に東西南北各方向に軸線を設定し、それからの軸線を一〇畳毎に区切り、その各軸線によって発された地域を座標式に呼称することにした。すなわちN方向軸線一〇畳とE方向軸線一〇畳にはさまれた一〇畳平方の地域は、その最大値をとつてN—E—〇とした。

発掘調査は現在進行中であるが、今までに判明したことは、おおよそ次のとおりである。

##### ① 推定寺域北辺中央部の調査

N—〇〇—E—〇区 古瓦を含む焼土の堆積がみられる

N—一〇—E—〇区 古代建築基礎工事の跡及びそれ以降の井戸

M—一〇—E—〇区 挖立柱建築遺構（時代不明）、古瓦、土器包

含層

N—三〇—E—〇区 窒穴住居二戸、古瓦、土器の堆積

N—四〇—E—〇区 特になし

##### ② 推定寺域北東隅部の調査

N—〇〇—E—〇区 古瓦、土器包含層

N—〇〇—E—〇区 住居跡状遺構、その内部より炭火した金箔の木片多數

N—〇〇—E—〇区 捣乱により遺構の痕跡なし

N—〇〇—W—〇区 窒穴住居跡

N—〇〇—W—〇区 特になし

##### ③ 推定寺域北西隅部の調査

N—〇〇—W—〇区 窒穴住居跡

N—〇〇—W—〇区 特になし

##### ④ 推定寺域南西隅部の調査

S—〇〇—W—〇区 特になし

S—〇〇—W—〇区 特になし

々

## 芳賀北部団地遺跡

S一〇〇—W一一〇区 特になし  
 S一〇〇—W一三〇区 ク  
 S一〇〇—W一四〇区 ク  
 S一一〇—W八〇区  
 S一二〇—W八〇区  
 S一三〇—W八〇区  
 S一四〇—W八〇区  
 S一五〇—W八〇区

溝跡確認（女堀）  
 積穴住居跡

生活遺構（性格不明）  
 勝沢地区 ク  
 桂正田地区

(1) 桂正田地区 前橋市横町桂正田一七五六一、一七七一  
 (2) 勝沢番城地区 ク 勝沢町高鼻六〇四一六一、一六五八  
 (3) 五反田地区 ク 小坂子町五反田下田二九一五〇  
 (4) 新次郎地区 勝沢町新次郎二二一三五

推定寺域南辺中央部調査

堅穴住居他に性格不明遺構

S一七〇—E二〇区

堅穴住居跡

推定寺域南東隅部の調査

堅穴住居痕跡

以上を更に調査の目的に添つて整理すると

① 推定寺域北辺中央部の調査においては、建築物の基礎工事の跡がみられ、位置的な関係からして北門跡ともみられる。何れにしろ寺域の北限を意味するものと思われる。

② 推定寺域北東隅部の調査においては、住居跡状遺構から金箔の炭火した木器が発見され、これが仏具ともみられる。よってこの地は寺域内であったと想定される。

③ 推定寺域北西隅部、同南東隅部、同南辺中央部の調査においては堅穴住居跡が発見される一方、寺院関係の遺物は僅少であった。従つて、これら地は、寺域外と予想される。

④ 推定寺域南東隅部の調査においては、これが住宅地内にあるため蔵などによって遺構は破壊されたものとみられ、寺域の限界を立証するような遺構、遺物の検出はできなかつた。

一、遺跡名 芳賀北部団地遺跡  
 二、所在地

前橋市

勝沢番城地区 ク

桂正田地区 前橋市横町桂正田一七五六一、一七七一

勝沢番城地区 ク

六五九

五反田地区 ク

小坂子町五反田下田二九一五〇

新次郎地区 前橋市

勝沢町新次郎二二一三五

三、土地所有者 前橋工業団地造成組合（代表者 管理者 神田坤六）

四、発掘調査の經過 昭和四十八年五月七日より発掘調査実施計画書に基づき、調査が開始された。

一次調査 昭和四十八年五月七日～七月二十一日

この間に六月十五日に中間報告がなされ、鐵文遺構一〇、奈良と平安期の遺構三一、古墳一が確認され、奈良と平安期の遺構について

平安期の遺構三一、古墳一が確認され、奈良と平安期の遺構について

は藤沢郷、芳賀郷等、郷に關係する遺跡の可能性が強いとされ重要視された。

二次調査 昭和四十八年七月二十三日～八月三十一日

九月一日にいたり、二次調査終了に伴う報告がなされ、延べ一、三三〇名の参加により、一、四四四戸が発掘調査され、立地についての把握がなされると同時に、鐵文時代中期の發展過程、奈良と平安時代の窓戸あるいは戸が把握できる可能性のある遺跡として、さらに重要性を増した。

三次調査 昭和四十八年九月一日～十月三十一日  
 調査体制が一次調査の体制にもどり、試掘調査が主として進められる。

四次調査 昭和四十八年十一月一日～昭和四十九年三月三十一日

調査体制をやや整え、本調査が促進され桂正田地区と番城を除く高鼻地区の調査がほぼ終了する。それと同時に発掘調査概要をだし、調査結果について、現状でのまとめを行う。

五次調査 昭和四十九年四月一日～五月五日

桂正田地区に統一して、番城を含む高鼻地区の調査を終了する。

六次調査 昭和四十九年七月二十二日～昭和五十年二月二十八日  
主として五反田地区的調査を終了する。

### 五、発掘調査概要

約二年間にわたる発掘調査は五十年二月二十八日をもって終了した。  
その結果は次のようである。

### (1) 繩文時代

製 鉄 遺 構	住 居	桂 正 田	高 鼻	五 反 田	計	住 居	桂 正 田	高 鼻
						中 期 26 (内 數 石 3)	前 期 2	中 期 2 (内 數 石 1)
関係する住居	1	77	桂正田	高鼻	五反田	15	3	1
		25						
3	129		五反田			2		
9	231		計			17		

### (2) 奈良平安時代

製 鉄 遺 構	住 居	桂 正 田	高 鼻	五 反 田	計
関係する住居	5				

### (1) 繩文時代

この外、古墳1、戰国期城跡1があげられる。これらの資料にもとづきその概略を記すと

- ① 遺跡、遺物は、この地域における縄文文化の生活内容と集落の立地、さらに発展過程を把握し得る資料として貴重である。
- ② 配石遺構の在り方と、それより出土する遺物との関係、さらに配石自身の特殊性等より、当時の信仰を解明する一助となる。
- ③ 軍石居住跡の在り方により、その特殊性がうかがわれ、一般住居と切り離して考える必要がある。

### (2) 奈良平安時代

- ① 一二三戸の住居が調査され、稀に見る集落として注目される。この集落の在り方からして、律令体制下の集落を研究するに極めて貴重である。
- ② 鉄製農具や武具の発見、さらには文字の発見は、その普及をあらわし、地方文化を解明する上に重要な資料として重要である。

掘立柱建築	溝	「ヨ」状	1	1
	井戸		2	
遺物	方 形 Pit	1		
墨書き盤、手方、井、縄繩陶器 玉、東、三、一子、灰陶陶器 ヘラ書、鳥頭、土器	2			
類 類、鐵製鏡、鐵製斧	19	4	11	5
漆、鐵製鏡、鐵製劍、土器	20	4	14	6

## 指定文化財所在地及び管理者等一覧

### 国 指 定

No.	指 定 物 件 名	所 在 地	管 理 者	住 所	電 話
1	鐵造阿弥陀如來座像	端島町337(普勝寺)		端島町337	
2	上野國山王麻寺塔心柱根巻石	總社町總社2408 (山王日枝神社)	前 橋 市		
3	土 偶	紅葉町一丁目17-10			
4	上野國分寺跡	群馬町東園分 前橋市光德社町	群馬町・(前橋市)		
5	總社二子山古墳	總社町福野 字二子山368	タ		
6	天川二子山古墳	文京町三丁目29	タ		
7	前二子山古墳	東大室町二児山	タ		
8	中二子山古墳		タ		
9	後二子山古墳 小古墳	西大室町	タ		
10	山王塔跡	總社町總社2408	タ		
11	宝塔山古墳	〃 〃 1606		光城寺 總社町總社1607	
12	八幡山古墳	朝倉町若宮1344~	前 橋 市		
13	蛇穴山古墳	總社町總社1587 總社小前	タ		
14	岩神の飛石	昭和町三丁目29-11	前橋市 稻荷神社	昭和町	
(重要美術品)					
15	四神竹飾土器	前橋市兒童 文化センター	前 橋 市	兒童文化センター	
16	石製鶴尾残片 一盛	總社町總社2408		總社町總社	
17	石製扇尾 一箇	〃 〃 2398		タ タ 2398	
18	後陽成天皇 宸翰古歌御色紙 1幅	千代田町三丁目		千代田町三丁目	
19	後柏原天皇 宸翰御詠詩歌 1幅	〃	タ	タ	タ
20	應元天皇 (詠松間紅葉和歌) 宸翰御墨紙 1幅	〃	タ	タ	タ

### 県 指 定

No.	指 定 物 件 名	所 在 地	管 理 者	住 所	電 話
21	十一面觀音坐像	日輪寺町412		日輪寺町412	
22	梵 繼	妙安寺 千代田町三丁目		千代田町三丁目	
23	下長藏三番叟人形	下長藏町 稲荷神社			
24	脇差 (鈴喜與藤原直道)	城東町一丁目11-17		城東町一丁目11-17	
25	上野總社神社本殿一棟	元總社町2377		元總社町2377	
26	短刀 (鈴・藤左衛門尉信國)	千代田町三丁目15-10		千代田町	
27	刀 (鈴・備前守国長船五郎 左衛門尉清光作)	南町三丁目15-1		南町三丁目15-1	

28	脇差(銘・桜紋英義作)	千代田町二丁目8-18		千代田町二丁目8-18	
29	刀(萬・巴紋印籠枝太郎 英義作)	〃 5-5		〃 5-5	
30	短刀(萬・於東郡藤枝太郎 英義作)	石倉町316		石倉町315	
31	なぎなた 於東武英義作之	〃	〃	〃	〃
32	納賛利面	二之宮町886		二之宮町886	
33	力田道愛勝	總社町鶴社1607 光嚴寺境内		總社町鶴社1607	
34	石田玄惠の墓	總社町高井字桃木263			
35	上泉郷倉 関係文書	上泉町字宿1140			
36	前橋天神山古墳	後閑町坊山	前 橋 市	後閑町坊山	
37	總社神社懸仏(2面)	元總社町2377總社神社		元總社町2377	
38	總社本上野國神明帳	〃	〃	〃	〃

#### 市指定文化財

No.	指 定 物 件 名	所 在 地	管 理 者	住 所	電 話
39	文政四年天川原村分間繪図	文京町二丁目21		文京町二丁目21	
40	文政四年前横町繪図	本町二丁目10-5		本町二丁目10-5	
41	大徳寺端門	小相木町91		小相木町91	
42	薦覚動寺宝塔	公田町承明院		公田町	
43	カロー・ト山古墳石館	中川小学校旁延 三河町二丁目	中 川 小 学 校	三河町二丁目	
44	典籍前橋藩主松平家記録	市立図書館 大手町二丁目	市 立 図 書 館	大手町二丁目	
45	書跡、豊臣秀吉和歌短冊	千代田町三丁目 妙安寺内		千代田町三丁目	
46	工芸品中啓伝野三束筆	〃	〃	〃	〃
47	笠原源蔵塚	間屋町 鈴鹿神社境内		間屋町	
48	前橋藩主酒井氏歴代墓地	紅葉町二丁目		紅葉町二丁目	
49	前橋城車廻門跡	大手町二丁目	前 橋 市	大手町二丁目	
50	上泉町新田塚古墳	上泉町新田塚2694		上泉町新田塚2694	
51	上泉獅子舞	鶴跡神社境内 上泉町935		上泉町935	
52	二之宮の式三番要付伝授書	赤城神社 二之宮町886		二之宮町886	
53	總社神社太々神楽	元總社町2377		元總社町2377	
54	野良犬獅子舞	清野町311の3		清野町311の3	
55	産婆神社太々神楽	下大屋町			
56	松平藩主西像及び 結城政勝画像	朝日町四丁目29-24		朝日町西丁目29-24 (光顯寺)	
57	酒井忠重画像	大手町三丁目17-22		大手町三丁目17-22 (源美寺)	
58	東福寺額口	三河町一丁目19-18		三河町一丁目19-18 (東福寺)	
59		小島田町528		小島田町大門跡	

60	大慈寺の多宝塔	小柏木町91		小柏木町91	
61	經塚古墳	東善町經塚乙737			
62	阿弥陀三尊画像板碑	公田町421		公田町421	
63	オブ塚古墳	勝沢町409			
64	片貝神社太々神楽				
65	東覚寺磨塔	總社町總社1607		總社町總社1607	
66	日輪寺寛永の松馬	日輪寺町412 日輪寺		日輪寺町412	
67	下村善太郎の墓	紅葉町28 鬼油院			
68	産泰神社八榎鏡	下大屋町569 産泰神社			
69	泉沢の獅子舞	泉沢町44 泉沢神社			
70	春日神社太々神楽	上佐鳴町1120-1 春日神社			
71	稻荷藤節	泉沢町672		泉沢町	

### 天然記念物候補物件一覧 「沼池の部」

番号	物 件 名	所 在 地	所 有 者	東経(度)	北緯(度)	備 考		
						年 代	周辺(m)	そ の 他
1	上 横 沼	前橋市勝沢町95	前 橋 市 有			明治以前	400	
2	中 横 沼	〃 898	〃	139°06'	36°25'	〃	800	
3	西 横 沼	〃 353	〃	139°05'	36°25'	〃	750	
4	下 横 沼	〃 113	〃			〃	600	
5	中 滝 沼	〃 小神明町365	〃	139°06'	36°25'	〃	700	
6	東 滝 沼	〃 374	〃	139°06'	36°25'	〃	640	
7	鷹 城 沼	〃 鳥取町439	鳥 取 町 共 有	139°06'	36°25'	〃	300	
8	久 保 沼	〃 五代町888	五 代 町 共 有			〃	500	
9	征 原 沼	〃 小坂子町	前 橋 市 有	139°07'	36°27'	〃	700	
10	新 沼	〃 "	〃	139°07'	36°27'	〃	700	
11	池 田 沼	〃 "	〃	139°07'	36°26'	〃	300	
12	一本木 沼	〃 "	〃	139°07'	36°26'	〃	200	
13	豊 喜 戸 沼	〃 "	〃	139°05'	36°25'	〃	200	
14	下 大 手 沼	〃 "	〃	139°04'	36°25'	〃	200	
15	十 二 沼	〃 "	〃	139°04'	36°25'	〃	170	
16	懶 大 横 沼	〃 嵐町字大堤	〃	139°07'	36°27'	〃	700	
17	谷 地 沼	〃 江木町978		137°08'	36°23'	〃	600	
18	上 沼	〃 〃 1142	〃	139°08'	36°23'	〃	350	
19	新 田 横 沼	〃 上泉廢唐塙 2846	国 有 地	139°06'	36°23'	〃	1町7反5畝	

〔樹木の部〕

番号	物 件 名	所 在 地	所 有 者	東経(度)	北緯(度)	備 考			
						樹 令	目通し (cm)	樹 高 (m)	樹 形 (cm)
1	糸ひば	前橋市鳥取町342		139°05'	36°24'	250	0.8	11	5
2	ちゃんひば	〃 元郷社町2575		139°02'	36°77'	300		66	2.7
3	糸ひば	〃	〃	139°02'	36°17'	300		6.6	1.9
4	しいの木	〃 飯土井町甲1	井出上神社	139°10'	36°22'	400	3.45	20	13
5	しいの木	〃	〃	139°10'	36°22'	400	3.25	30	20
6	黒 松	〃 250		139°10'	36°22'	200	1.5	3	6
7	黒 松	〃 246		139°10'	36°22'	250		7	
8	ひろはすぎ	〃 下大屋町569	産泰神社	139°10'	36°23'	200	2.67	37	10
9	もくせい	〃	〃	139°10'	36°23'	200	0.78	10	14
10	くすの木	〃 船日町二丁目18		139°04'	36°23'	150	2.85	15	9
11	くすの木	〃	〃	139°04'	36°23'	150	2.65	15	9
12	しいの木	〃 下細井町267		139°05'	36°24'	200	3.23	10	7.4
13	ひいらぎ	〃	〃	139°05'	36°24'	200	1.3	10	
14	け や 木	〃 南町三丁目23-9		139°03'	36°23'	200	3.4	15	11
15	け や 木	〃	〃	138°03'	36°23'	200	3.2	18	10
16	くすの木	〃 大手町5-31		139°04'	36°23'	200	2.85	19	12
17	くすの木	〃	〃	139°04'	36°23'	200	2.52	18	10
18	け や 木	〃 大手町児童公園	前 橋 市	139°03'	36°23'	250	3.05	19	15
19	え の 木	〃	〃	139°03'	36°23'	250	3.95	15	16
20	くすの木	〃	〃	139°03'	36°23'	250	3.22	18	13
21	黒 松	〃 船日町四丁目 29-24		139°05'	36°23'	400	3.4	20	12
22	け や 木	〃 住吉町一丁目 13-32	橘 林 寺	139°03'	36°23'	250	3.8	18	15
23	ひいらぎ	〃 小坂子町		139°07'	36°25'	100	0.5	2.2	3.5
24	ひいらぎ	〃 燐沢町737		139°06'	36°35'	200	1	7	3.7
25	黒 松	〃 善神町二丁目 21-1	觀 民 稲荷神社	139°03'	36°23'	200	3.5	16	7
26	いちょう	〃	〃	139°03'	36°23'	150	2.2	13	3
27	くすの木	〃 岩神町一丁目 7-1	楽 水 園	139°03'	36°23'	150	3.4	20	9
28	黒 松	〃 西片貝654	須賀の園藤仙庄	139°03'	36°23'	150	1.05	1.5	13
29	藤	〃	〃	139°03'	36°23'	150	1.2	3	18
30	〃	〃	〃	139°03'	36°23'	150	1	4	17
31	〃	〃	〃	139°03'	36°23'	150	0.9	3	16
32	え の 木	〃 下長穂町461	下長穂町 共 有	139°07'	36°21'	400	5.7	22	20

33	うらじろ	前橋市上沖町112		139°05'	36°24'	300	3.1	20	15	
34	くすの木	〃	上 沖 神明神社	139°05'	36°24'	500	4.8	12	12	
35	黒 松	〃	〃	139°05'	36°24'	400	3.25	20	5	
36	〃	〃	〃	139°05'	36°24'	400	3.1	20	5	
37	え の 木	〃	下長瀬町461	下長瀬町 共 有	139°07'	36°21'	400	4	20	10

あとがき

本市では昭和三十九年十二月、四十五年一月、四十八年九月と文化財の指定をしてまいりましたが、今回昭和四十九年八月には、重要文化財二件、重要無形文化財三件、史跡一件の計六件が指定を受けました。これら文化財指定の陰には、前橋市文化財調査委員の方々のご尽力があって、年々貴重な文化財の指定をみたわけあります。

開発は日に日にその度を増し、貴重な文化が破壊されております。また開発による破壊とは別に、人によってささえられている無形文化財はその人の死によつて消滅するという性格をもつており、これら無形文化財についても、その重要性を加味し指定を行つてしましました。

また本年は、總社神社舊仏、總社本上野国神明様が県指定文化財となりました。

本市には緊急度、重要度を要する文化財がまだ山積みされております。例えば下新田町福徳寺の梵鐘や、小相木町大徳寺の宝塔など、調査委員の先生方から指定を具申されているものなどあります。これら物件については、あのほげい太平洋戦争中（昭和十七年）軍へ供出のおり、尾崎喜左雄先生が貴重な文化財とみて、残させておいたものもあります。

今後も、これら祖先の残した文化遺産の保護と、普及を押しすすめていく考えです。

市文化財保護係長 松島栄治

## 文化財調査報告書第5集

印 刷 行 昭和 50 年 3 月 1 日  
發 行 日 昭和 50 年 3 月 20 日

前橋市千代田町一丁目 8-18  
發行所 前橋市教育委員会事務局社会教育課  
電話 32-6538 番

前橋市大手町三丁目 6-11  
印 刷 所 有限会社 原田印刷所  
電話 31-2665 番